

○東京藝術大学音楽学部藝大フィルハーモニア管弦楽団演奏講師業務委嘱取扱要項

令和2年11月12日
音楽学部教授会決定

(目的)

第1条 この要項は、藝大フィルハーモニア管弦楽団演奏講師（以下「藝大フィル講師」という。）の業務を委嘱する場合の取扱いについて定めることを目的とする。

(契約の期間等)

第2条 本学が藝大フィル講師との間で締結する委嘱契約（以下「契約」という。）は、1年を超えない範囲で締結し、その終期は、当該年度末を超えることはない。

2 契約は、これを更新することができる。

(委嘱契約の限度)

第3条 藝大フィル講師となる者が、満60歳に達した年度の末日以降は、契約しないものとする。ただし、学長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(委嘱料)

第4条 藝大フィル講師の委嘱料は、業務1時間当たりの委嘱料は、別表に掲げるとおりとする。

2 前項に規定する委嘱料のうち、個々の藝大フィル講師の委嘱料の決定に当たっては、当該藝大フィル講師に対し、学長が必要と認める書類の提出を求め、当該委嘱料を決定するものとする。ただし、当該藝大フィル講師の本務先等の都合により、委嘱料、旅費を支給しないことがある。

(交通費)

第5条 藝大フィル講師の交通費については、東京藝術大学旅費規則の定めるところによる。

(委嘱状の交付)

第6条 本学が藝大フィル講師との間で委嘱契約を締結する場合は、次に掲げる事項を記載した委嘱状を交付する。

- (1) 委嘱料に関する事項
- (2) 業務に従事すべき場所、時間その他の業務の実施に関する事項
- (3) 契約の期間に関する事項
- (4) 契約の解除等に関する事項
- (5) 業務委嘱に当たっての注意事項等

2 前項の規定による委嘱状の交付を受けた藝大フィル講師が、その内容に同意し、業務の委嘱を受諾する場合は、書面による受諾書を提出させるものとする。

(契約の解除等に関する事項)

第7条 前条第1項第4号に規定する契約の解除等に関する事項は、次の各項に定めるとおりとする。

2 藝大フィル講師が次の各号のいずれかに該当するときは、本学は、契約を解除することができる。

- (1) 委嘱した業務を正当な理由なく怠った場合
- (2) 第8条に定める注意事項に違反した場合
- (3) 飲酒運転・ひき逃げその他の刑法犯に該当する行為があった場合
- (4) 本学の信用を失墜させる行為又は教育及び業務上不適当な行為があった場合
- (5) 前各号に準ずる行為があった場合

3 藝大フィル講師が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる日をもって、契約は終了したものとする。

- (1) 契約の期間が満了したとき（契約を更新したときを除く。） 期間満了日
- (2) 死亡したとき 死亡日

4 本学及び藝大フィル講師はやむを得ない事由があるときは契約期間の途中であってもそれぞれ相手方に対して契約の解除を申し出ることができる。

5 前項の申し出は、契約を解除しようとする日の30日前までに行わなければならない。ただし、藝大フィル講師から緊急やむを得ない事由のため申し出があった場合は、この限りでない。

（業務委嘱に当たっての注意事項等）

第8条 第7条第1項第5号に規定する業務委嘱に当たっての注意事項等は、次の各項に定めるとおりとする。

2 藝大フィル講師は、業務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。ただし、法令に基づく証人又は鑑定人等として、本学の許可を得て証言する場合には、この限りでない。

3 藝大フィル講師は、セクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメント等、あらゆるハラスメントをしないように注意しなければならない。

4 本学は、藝大フィル講師の良好な業務環境の確保を図るため、ハラスメントの防止等に関する措置を講ずるものとする。

5 藝大フィル講師が故意又は重大な過失によって本学に損害を与えた場合は、その損害の全部又は一部を賠償させるものとする。

6 本学は、藝大フィル講師の安全・衛生と危険防止のために必要な措置を講ずるものとする。

7 藝大フィル講師は、安全・衛生に関する関係法令等を遵守するとともに、本学が行う安全・衛生に関する指示に従わなければならない。

8 藝大フィル講師が次の各号のいずれかに該当するときは、その業務を禁止する。

- (1) 病毒伝ばのおそれのある伝染性の疾病にかかった者
- (2) 心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者
- (3) 前2号に準ずる事情があるとき

9 藝大フィル講師は、前項各号のいずれかに該当するときは、直ちに本学に届け出て、その指示に従わなければならない。

10 藝大フィル講師は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律その他関係法令等及び本学における規定を遵守するとともに、障害のある学生（附属高等学校生徒及び大学が提供するプログラム参加者含む）の対応について本学の指示に従わなければならない。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

別表

(単位：円)

経過年数		委嘱料
新大4卒	短大2卒	
0～5.11	0～8.11	3,800
6.0～8.5	9.0～11.11	
8.6～12.8	12.0～16.5	5,100
12.9～	16.6～	

(注1) この表における経過年数は、各欄記載の学歴後の経過年数を示す。

(注2) 当該年度内に委嘱する者の単価を決定する際の経過年数は、前年度末までの年月数をもって算出する。

(注3) 経過年数欄の適用に当たっては、短大2卒よりも下位の学歴のみを有する場合は、当該学歴からの経過年数を次のとおり調整した上、短大2卒の経過年数欄を適用する。

小学校卒△8年、中学校卒△5年、高校卒△2年

(注4) 最終学歴からの経過年数よりも、下位の学歴からの経過年数の方が有利な場合は、(注3)の取扱いに準ずることができる。

(注5) 経過年数欄の数字は、「5.11」等とあるのは、「5年11月」等を示す。